

○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成二十四年九月二十八日

山口県規則第七十九号

〔指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則〕をここに公布する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(平二五規則一七・改称)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定児童発達支援(第三条―第四十四条)
- 第三章 指定医療型児童発達支援(第四十五条―第四十九条)
- 第四章 指定放課後等デイサービス(第五十条―第五十三条)
- 第五章 指定保育所等訪問支援(第五十四条―第五十七条)
- 第六章 多機能型事業所の特例(第五十八条・第五十九条)
- 第七章 基準該当通所支援(第六十条・第六十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十六号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平二五規則一七・一部改正)

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定通所支援費用基準額 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第二項第一号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- 二 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき

健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

- 三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(法第二十一条の五の五第二項の規定により通所給付決定を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

第二章 指定児童発達支援

(平二五規則一七・改称)

(従業者)

第三条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士の員数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。
 - イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上
 - ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。
- 2 条例第五条第一項の厚生労働大臣が定める者は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号)に定める者とする。
- 3 条例第五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 条例第五条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。
 - 一 嘱託医 一人以上
 - 二 看護師 一人以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一人以上
 - 四 機能訓練担当職員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上

- 5 指導員又は保育士のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第四条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
 - 二 児童指導員及び保育士
 - イ 児童指導員及び保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとに、合計しておおむね障害児の数を四で除して得た数以上とする。
 - ロ 児童指導員の員数は、一人以上とする。
 - ハ 保育士の員数は、一人以上とする。
 - 三 栄養士 一人以上
 - 四 調理員 一人以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一人以上
- 2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 3 条例第六条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。この場合において、言語聴覚士又は機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上
 - 二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数
 - 4 条例第六条第四項の規則で定める員数は、次のとおりとする。この場合において、看護師又は機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。
 - 一 看護師 一人以上
 - 二 機能訓練担当職員 一人以上

(管理者の責務)

- 第五条 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第六条 児童発達支援管理責任者は、第二十九条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第三十条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(勤務体制の確保等)

第七条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者により指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(設備)

第八条 条例第九条第一項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

第九条 条例第十条第四項の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

一 指導訓練室の定員は、おおむね十人とすること。

二 指導訓練室の障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

三 遊戯室の障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

(運営規程)

第十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域

七 サービスの利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第十一条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十七条第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第二十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第二十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第二十三条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

五 第二十九条第一項に規定する児童発達支援計画

六 第三十三条の規定による通知に係る記録

(食事)

第十二条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)は、障害児に食事を提供するときは、その献立ができる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量に配慮したものでなければならない。

2 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(健康管理)

第十三条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。次項において同じ。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、毎年二回以上の定期的健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

- 一 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 通所開始時の健康診断
 - 二 障害児が通学する学校における健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断
- 3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断を行うに当たっては、特に注意を払わなければならない。

(利用定員)

第十四条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

(書面の交付)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

第十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町又は障害児相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携)

第二十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録を行うときは、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者

に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接に通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額等の受領)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。ただし、第一号に掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品に要する費用
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十一号)によるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 6 指定児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額の算定等)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者

等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費に係る通知等)

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第二十五条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十八条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児(以下「通所給付決定保護者等」という。)に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十九条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者等の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者等に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者等に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者等の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者等に対し、当該児童発達支援計画の原案について説明し、書面によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、作成した児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 定期的に通所給付決定保護者等に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

(相談等)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第三十一条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担による当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(通所給付決定保護者に関する通知)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第三十四条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(平二五規則一七・一部改正)

(機械器具等の管理)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(協力医療機関)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報提供に関する障害児等の同意)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(平二五規則一七・一部改正)

(情報の提供等)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(平二五規則一七・平二六規則一二・一部改正)

(苦情の処理)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事又は市町長(以下「知事等」という。)が行う調査にできる限り協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び知事等からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(地域との連携等)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が在籍し、在学し、若しくは通う保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(平二七規則一八・平二八規則一五・一部改正)

(事故発生時の対応)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(会計の区分)

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 指定医療型児童発達支援

(平二五規則一七・改称)

(従業者)

第四十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員 一人以上

- 二 保育士 一人以上
- 三 看護師 一人以上
- 四 理学療法士又は作業療法士 一人以上
- 五 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 条例第二十五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(設備)

第四十六条 指定医療型児童発達支援事業所は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第四十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定医療型児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当

たつては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費に係る通知等)

第四十八条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(準用)

第四十九条 前章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第十号、第十四条ただし書、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十九条第二項及び第四十四条を除く。)の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第四十九条において読み替えて準用する第二十九条」と、「第三十条」とあるのは「第四十九条において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十七条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第四十九条において読み替えて準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十七条第一項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条において準用する次条第一項」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十三条中「特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第三十七条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第四章 指定放課後等デイサービス

(平二五規則一七・改称)

(従業者)

第五十条 条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数は、指定放課後等デイサー

ビスの単位（指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。

イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。

2 条例第二十九条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。この場合において、機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 条例第二十九条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一人以上

二 看護師 一人以上

三 児童指導員又は保育士 一人以上

四 機能訓練担当職員 一人以上

五 児童発達支援管理責任者 一人以上

4 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

（平二七規則一八・一部改正）

（設備）

第五十一条 条例第三十条第一項の指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

（通所利用者負担額等の受領）

第五十二条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、指定放課後等デイサービスを提供したときは、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサー

ビスを提供したときは、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定放課後等デイサービスにおいて供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第五十二条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第五十三条において準用する第二十八条第三項の規定により、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及びその改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第五十三条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第二十五条、第三十九条、第四十二条第二項を除く。)の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条において読み替えて準用する第二十九条」と、「第三十条」とあるのは「第五十三条において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十一条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第五十三条において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十二条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十二条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十三条において準用する次条第一項」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(平二五規則一七・平二七規則一八・一部改正)

第五章 指定保育所等訪問支援

(平二五規則一七・改称)

(従業者)

第五十四条 条例第三十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二 児童発達支援管理責任者 一人以上

(身分を証する書類の携行)

第五十五条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額等の受領)

第五十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受けるほか、通所給付決定保護者の

選定により指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第五十七条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十条第四号、第九号及び第十号、第十二条から第十四条まで、第二十五条、第三十四条、第三十六条並びに第四十二条第二項を除く。)の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「第二十九条」とあるのは「第五十七条において読み替えて準用する第二十九条」と、「第三十条」とあるのは「第五十七条において準用する第三十条」と、第十一条第二項第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十五条において準用する条例」と、同項第四号中「第二十三条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する第二十三条第一項」と、同項第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する第二十九条第一項」と、同項第六号中「第三十三条」とあるのは「第五十七条において準用する第三十三条」と、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第五十六条第二項」と、第二十八条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十七条において準用する次条第一項」と、第二十九条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第三十七条中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所の特例

(従業者の員数の特例)

第五十八条 多機能型事業所(条例第三十六条の規定の適用を受けるものに限る。)に係る事業を行う者に対する第三条第一項及び第三項、第四条第一項及び第三項並びに第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項第一号及び第三項並びに第四条第一項第二号イ及び第三項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第五十条第一項第一号及び第二項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

- 2 第三条第五項及び第五十条第四項の規定にかかわらず、利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所(条例第三十六条の規定の適用を受けるものを除く。)は、当該多

機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(平二七規則一八・一部改正)

(利用定員の特例)

第五十九条 多機能型事業所(条例第三十六条の規定の適用を受けるものに限る。)は、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上(主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあつては、五人以上)とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所(条例第三十六条の規定の適用を受けるものを除く。)は、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上)とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、その利用定員を当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成二十四年厚生労働省告示第二百三十二号)に定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(条例第三十六条の規定の適用を受けるものを除く。)については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

第七章 基準該当通所支援

(平二五規則一七・追加)

(基準該当児童発達支援)

第六十条 条例第三十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士の員数は、基準該当児童発達支援の単位(基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。)ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、障害児の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。

イ 障害児の数が十以下の場合 二人以上

ロ 障害児の数が十を超える場合 二に、障害児の数が十を超えて五又は五に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者の員数は、一人以上とする。

2 条例第三十八条第二項の指導訓練を行う場所には、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十七条第一項並びに第四十二条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

4 条例第三十八条第六項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

5 条例第三十八条第七項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

6 条例第三十八条第八項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第四十号。以下

「指定障害福祉サービス等条例」という。)第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例(以下「市町条例」という。))に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあっては、十八人)以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十六人又は二十七人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十六人、登録定員が二十八人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十七人、登録定員が二十九人の指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十八人、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十二人)までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等条例第六十四条において準用す

る指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等条例第六十五条において準用する指定障害福祉サービス等条例第六十二条第二項の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは条例第三十九条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における市町条例に規定する基準を満たしていること。

五 条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

7 第三項(第二十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の準用に係る部分を除く。)の規定は、条例第三十八条第六項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定生活介護事業所、条例第三十八条第七項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定通所介護事業所等及び条例第三十八条第八項の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(平二五規則一七・追加、平二五規則五一・平二七規則一八・平二八規則一五・一部改正)

(基準該当放課後等デイサービス)

第六十一条 第二章(第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第四十二条第二項を除く。)、第五十条第五項、第五十二条(第一項を除く。)、第五十二条の二及び前条(第三項及び第七項を除く。)の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第三十九条において準用する条例」と、「指導員又は保育士」とあるのは「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第二項及び第四項から第六項(第一号から第四号までを除く。)までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 前項(第五十二条第二項から第五項まで及び前条第四項から第六項までの準用に係る部分を除く。)の規定は、条例第三十九条において準用する条例第三十八条第六項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所(放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。)とみなされる指定生活介護事業所、条例第三十九条において準用する条例第三十八条第七項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所とみなされる指定通所介護事業所等及び条例第三十九

条において準用する条例第三十八条第八項の規定により基準該当放課後等デイサービス事業所とみなされる指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(平二五規則一七・追加、平二五規則五一・平二七規則一八・平二八規則一五・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)附則第五条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。)附則第二十二条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされるものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号、第三項及び第六項並びに第五十条第一項第二号、第二項及び第四項の規定は適用せず、第三条第一項第一号、第六条、第二十九条及び第五十条第一項第一号の規定の適用については、第三条第一項第一号口中「十」とあるのは「十五」と、第六条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第二十九条第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第二項から第九項までの規定中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第五十条第一項第一号口中「十」とあるのは「十五」とする。

(平二五規則一七・一部改正)

- 3 この規則の施行の際現に整備法附則第二十二条第二項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされる者に対する第四条第一項第二号及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、合計しておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「合計しておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同条第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四人以上」とあるのは「聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員 それぞれ二人以上」とする。

附 則(平成二五年規則第一七号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一二号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一八号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年規則第九号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の指定を受けている放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者及び改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第六十一条第一項において準用する改正前の規則第二章（第三条、第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条ただし書、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第四十二条第二項を除く。）、第五十二条（第一項を除く。）並びに第六十条（第三項及び第七項を除く。）に定める基準を満たしている放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者については、平成三十年三月三十一日までの間は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第五十条並びに改正後の規則第六十一条第一項において準用する改正後の規則第五十条第五項及び第六十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。